


富士吉田市告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、富士吉田市財務規則（平成 3 年 6 月 1 日 規則第 9 号）第 61 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

富士吉田市長 堀内 茂

1 指定納付受託者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号グランフロント大阪タワー A
株式会社エフレジ 

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の内容

富士吉田市公式 LINE アカウントから手続きする各種証明書発行等の手数料および郵送料

（住民票、戸籍全部事項証明書、戸籍一部事項証明書、附票、身分証明書、独身証明書、課税証明書、納税証明書、完納証明書、固定資産評価証明書、固定資産公課証明書、名寄帳、粗大ごみ戸別収集、給水装置所有者変更手数料）

3 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで